

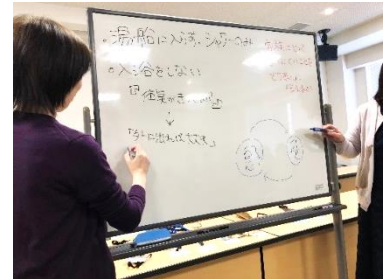
名家連ニュース

平成31年3月13日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 596号

3月の家族SST講座 ◇ グループ別に話し合い

3月9日(土)の家族SST講座は、家族18名が参加。初めての参加者は4名(内ご夫婦1組)でした。簡単な参加者の自己紹介、吉田先生から家族SST講座での「約束や運営のルール」と「目的：①新しい知識・情報を得る。②病気の当事者と家族との対応で、困りごとを改善するための会話方法を学ぶ。③自分と同じような家族と出会いつながる。」という説明がありました。

今回は進め方を変更して、目的②の具体的事例について4つの班に分かれ30分間ほど話し合いました。その話し合いの中から、「何日もお風呂に入らない当事者に入浴するようどう伝えるか」「浴槽に入らず、シャワーを長時間使うのをやめさせたいが従ってくれない」といった困りごと、「当事者の頼みごとの中で叶えてあげられない事柄をどのように断ればいいのか」などについて、どう対処するか話し合いました。



吉田先生による進行のもと、「親目線の指導と、当事者と同じ目線で親の思い・意見を伝えることの違い」「当事者の要望を聞いたとき、先ずそう思う気持ちを理解し共感してあげる姿勢を。そのうえで、協力できる範囲や代案、できない理由を伝える。」などの意見が参加者から出されました。

そして、具体的な会話のやり取りの実践も行いました。当事者本人の体調で症状も変わり、当事者本人と家族の会話がいつも良好にできることは容易ではありません。それ故に実践的な学びの場と感じました。(文責：小島)

障害年金「家族の心得」シリーズ⑤

年金の申請・更新の診断書を作成するのは主治医です。「PSW」「社会保険労務士」等の協力は欠かせません。専門職の方々に診断書の「日常生活能力の判定や程度」の実態を伝える必要があります。どんな支援を必要としているのか、生活を共にしている家族が一番よくわかっています。診断書の内容を理解して「どんな支援を必要としているのか」をまとめて「PSW」「社会保険労務士」「主治医」に依頼しなければなりません。「丸投げ」では、実態に見合った年金受給が難しくなってしまいます。診断書の内容も分からないまま対応したり、会話が苦手な本人に任せてしまう…「不支給」や「級落ち」の原因にもなっています。



「PSW」「社会保険労務士」「主治医」も毎日、本人の日常生活を見ているわけではありません。本人にも「人としてのプライド・尊厳」があります。何もかも親に助けてもらわなければ生活出来ない惨めな自分をさらけ出すことは「酷」な話です。申請する場合は、事前に「仲間」に相談するようにしましょう。同じ悩み苦しみをもち、今を生きている「仲間」なら安心して相談することができます。苦勞を分かり合える「家族による家族相談」の強みがあります。

前回添付した「診断書の日常生活能力の記録表」を一緒に作成するなど、事前に準備をして「PSW」「社会保険労務士」に依頼して、実態を反映した診断書となるように「私たち家族も努力」する必要があります。不支給・級落ちという不幸を未然に防止するための「家族の心得」「鉄則」とも言えます。